

富士見の歴史講座 明治維新から「富士見」誕生までの近代と現代  
第一回 平成26年6月14日(土)10:00~12:00

## 「村」の明治維新

難波田城資料館文化財資料整理専門員 山野健一 氏

当期の歴史講座は富士見市域の近代・現代で、いままでの歴史講座では取り上げられてこなかった（8年ぶり）テーマとなっており、5回の講座が楽しみです。

今回、54名の多くの受講生が勉強されました。講座のスタッフとしては元気ももらいました。また受講生の皆様も、近い過去から現在という流れもあり、興味深く聴講されていたように思います。

「村」の明治維新という今回のテーマは、明治21年（1888）の町村合併までの20年間の間で、めまぐるしく変遷する制度を教わったわけですが戸長などの長といわれる人は、極端にいうと、どう動いて良いのか分からなかったのではと勝手に思いました。また庶民（？）は平穏時には実生活には直接影響しなかったと思われるが、洪水など緊急時には、いろいろな精神不安や争い事が起きたのではとも思いました。やはり国の枠組みなどの急激な変化は村を翻弄するということなのでしょう。





以下、レジメの大項目と一部補足でプロジェクターに映し出された映像の切抜を入れておきます。講義内容を思い出してください。

<レジメ>

はじめに

1. 近世の所領変遷

富士見市域の近世領主変遷表

	針ヶ谷村	水子村	鶴馬村	勝瀬村	大久保村	上南畑村	下南畑村	南畑新田
天正18年(1590)	徳川家康直轄領							
天正19年(1591)	川越城主 酒井重忠							
慶長 6年(1601)	幕府領							
慶長14年(1609)	川越藩 酒井忠利							
元和年間	川越藩 堀田正盛							
元和 9年(1623)	川越藩 大河内松平氏							
寛永12年(1635)	川越藩 柳沢吉保							
寛永16年(1639)	幕府領							
慶安 2年(1649)	幕府領							
慶安 4年(1651)	幕府領							
元禄 4年(1691)	幕府領							
元禄 7年(1694)	幕府領							
元禄10年(1697)	幕府領							
宝永元年(1704)	幕府領							
正徳元年(1711)	幕府領							
明和 4年(1767)	幕府領							
天保13年(1842)	幕府領							
慶応 2年(1866)	幕府領							
明治元年(1868)	幕府領							
明治 2年(1869)	幕府領							

\* 寛永期までの領主は、不十分な史料に基づく推測によるところが多い

2. 府藩県三治制から府県制へ

- ・慶応4年(1868)「政体書」で政治組織のあり方を明らかにする。
- ・明治2年(1869)「版籍奉還」土地(版)と人民(籍)を朝廷(天皇)に返納
- ・明治4年(1871)「廃藩置県」3府302県が誕生、同年11月3府72県  
→富士見市域は全域が入間県の管轄となる

	針ヶ谷村・水子村・鶴馬村下分	鶴馬村・勝瀬村・大久保村	上南畑村・下南畑村・南畑新田
慶応4年(1868)6月	前橋藩	川越藩	武蔵知県事
明治2年(1869)2月 4月			品川県
明治4年(1871)7月	前橋県	川越県	
明治4年(1871)10月	群馬県		
明治4年(1871)11月	入間県		
明治6年(1873)6月	熊谷県		
明治9年(1876)8月	埼玉県		

3. 大区小区制

## 大区小区の設定

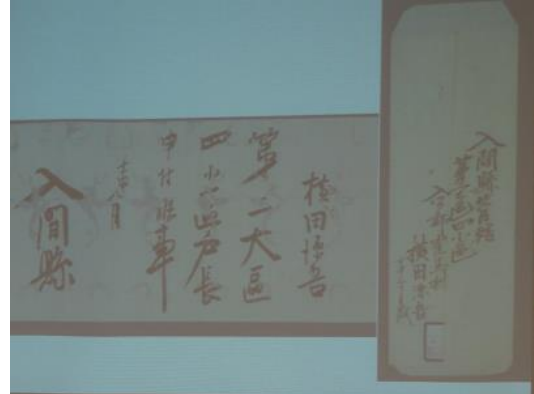
明治5年(1872)3月  
入間県は県内を11大区94小区に編成

- 鶴馬村・針ヶ谷村・勝瀬村・駒林村・上南畑村・下南畑村・南畑新田・水子村...第二大区四小区
- 大久保村・福岡村・扇河岸・砂村・砂新田・上新河岸・下新河岸・古市場村・寺尾村・川崎村・渋井村・藤岡村・鶴岡村・福岡新田・中福岡村...第二大区二小区

明治5年(1872)10月 第二大区の役所にあたる「会所」が大和田町(新座市)の普光明寺に設置

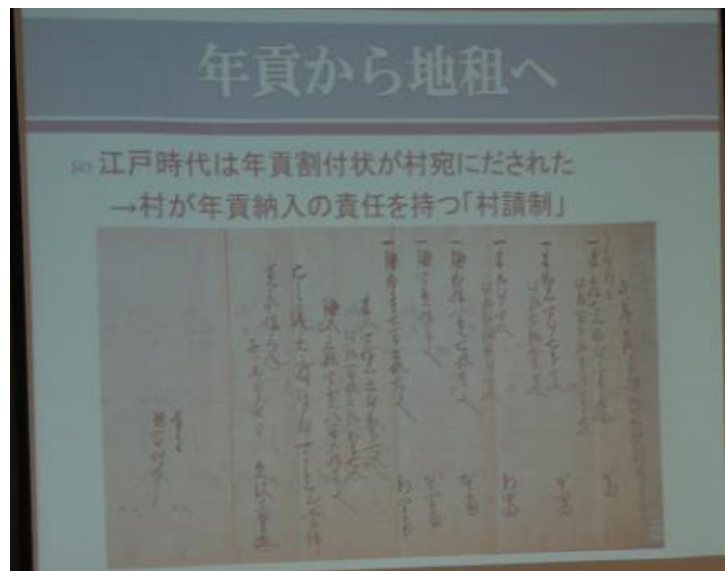
戸籍区から行政区へ

- ・明治4年(1871)4月 戸籍法が制定される。そして翌年、全国の戸籍作成（壬申戸籍）。その区画として「戸籍区」がおかれ、役職の「戸長」が置かれる。
- ・明治5年(1872)3月 入間県は11大区94小区に編成
- ・明治5年(1872)4月 名主・組頭などの村役人を廃止、戸長・副戸長を置く



- ・明治6年(1873)5月 入間県が区戸長制を改正
  - ・明治6年(1873)6月 入間県から熊谷県に
  - ・明治7年(1874)6月 区戸長は官吏に
- 
- ・戸長の職務
  - ・戸長の選定方法・・・明治7年11月 鶴馬村の選出基準

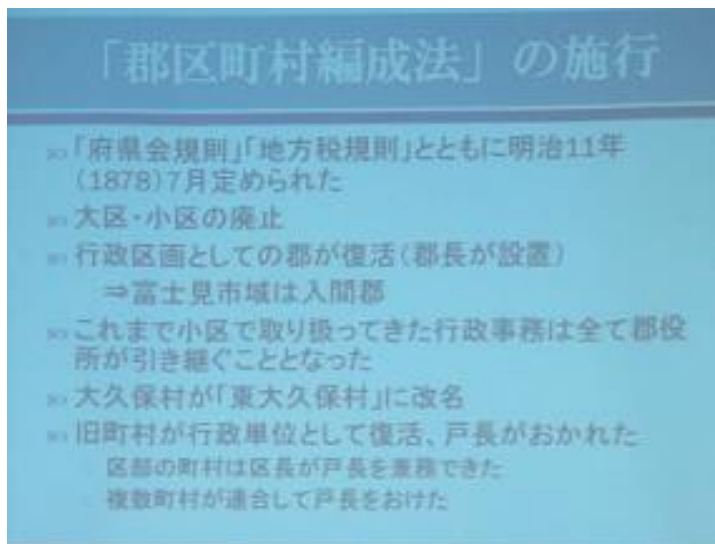
<年貢から地租へ>



#### 4. 郡区町村編成法から市制町村制へ

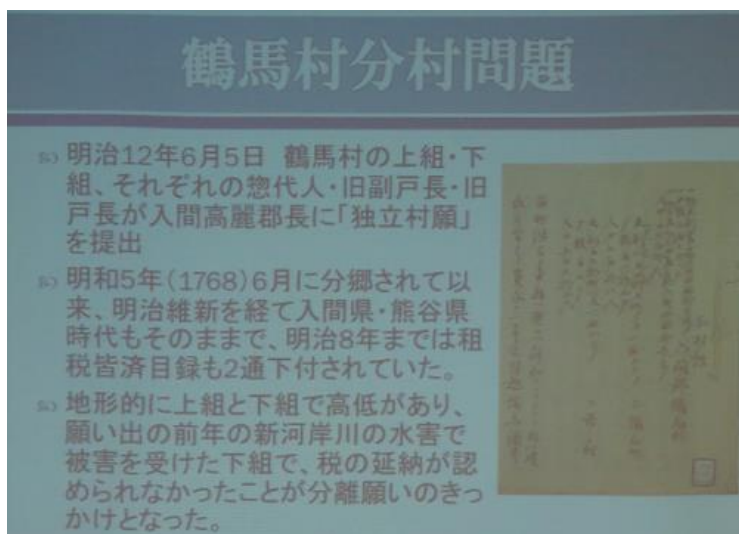
- ・「郡区町村編成法」・・・明治11年（1878）7月施行

大久保村が  
「東大久保村」に



- ・ 鶴馬村分村問題

明治12年6月5日 鶴馬村の上組・下組 それぞれ「独立村願」



- ・ 連合戸長役場

明治17年（1884） 戸長役場制度の手直しが行われる

戸長の選出を原則公選から官選に変更

戸数500戸に1戸長役場とする連行戸長役場が置かれる



・市制・町村制

明治21年(1888)4月25日公布。翌年4月1日施行  
 市町村が地方公共団体としての地位を獲得

明治21年(1888)7月 埼玉県の町村合併の基本事項  
 新町村の規模は300～500戸を基準とする

・合併時の状況

鶴馬・勝瀬

水子・針ヶ谷

上南畑・下南畑・南畑新田・東大久保

合併時の各村の状況

新村名	旧村名	面積(町)	戸数(戸)	人口(人)
鶴瀬村	鶴馬村	527.3	303	1856
	勝瀬村	151.4	100	603
	計	678.8	403	2459
南畑村	上南畑村	184.8	144	932
	下南畑村	275.2	209	1276
	南畑新田	83	64	441
	東大久保村	142.8	124	722
	計	685.9	541	3371
水谷村	水子村	386.8	281	1613
	針ヶ谷村	45.2	34	230
	計	432	315	1843
総計		1796.6	1259	7673

以上です。